

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2015年6月9日（火）

第475号 本号3頁

「戦争法案は憲法違反！！」 戦争法案反対世論を一気に拡大、政府・与党の焦り深刻

6月4日の衆議院憲法審査会での自民党推薦の参考人を含む3人全員が「安保法制は憲法違反」の発言に、政府、自民党と政府与党に衝撃が走りました。国民の中では、これまでの「迷い」を一気に吹き飛ばし、「戦争法案は違憲」から切り出せば対話が弾む状況が生まれています。

追い詰める絶好の機会となっています。

明日9日「戦争法案」特別委員会開催

こうした矛盾の中、明日10日（水）9時～17時の日程で特別委員会・一般質疑がおこなわれます。

多くの傍聴で与党を追い詰め、野党を激励しましょう。

小林節慶応大学名誉教授が発言

「12月6日を忘れない国会前行動」（「秘密保護法」廃止へ！実行委員会）

秘密法廃止へ！実行委員会が呼びかけた「秘密保護法廃止！6・8『12・6を忘れない6日行動』」が国会前で6月8日12時から13時まで行われました。秘密保護法の廃止と戦争法案の廃案は共通のテーマだとして、参加者がそれぞれ決意表明しました。6月4日衆議院憲法審査会で参考人として「戦争法案は違憲」だと明快に述べた小林節・慶応大学名誉教授も参加、発言しました（別項参照）。

参加者は60人でした。13時30分からは衆議院第一議員会館で「情報公開・院内学習会パートⅢ」も行われました。

小林節名誉教授の発言から

「アメリカは戦争ばかりしまくって貧乏だ。そのアメリカに手伝えと言われ、財政も危ないのにアメリカの二軍をやるのか。国民のいのちとくらしを守るためと言っているが、金を戦争に使い、敵も増える、こんな愚かなことはない。秘密保護法で我々の目と耳と口を塞いで戦争法案を通そうとしているが、法的にもおかしいし、政治的にも愚かで、経済的には第二のアメリカとなって破綻の道を進むことになる。しかし嬉しいことに6月4日に3人が「違憲」といったことで危機感を国民が共有していると思う。共に頑張ろう」

当面の日程

☆ 6月11日（木） 18:30～19:30 衆議院第二議員会館前～参議院議員会館前
「とめよう！戦争法案 連続木曜日国会前行動」
（主催：総がかり行動実行委員会）

☆ 6月13日（土） 12:50～ 東京臨海広域防災公園

「STOP!安倍政権！6・13大集会」

(主催:大集会実行委員会〔全労連、全商連、全日本民医連、新婦人、憲法会議など〕)

☆6月14日(日) 14:00~15:30 国会議事堂周辺

「とめよう！戦争法案、集まろう国会へ」

(主催:総がかり行動実行委員会)

※6月24日(水)にも国会包囲大集会を予定しています(18:30~)

☆6月14日(日) 10:30~14:00 星陵会館

「憲法共同センター全国交流集会」

(主催:戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター)

※終了後「とめよう！戦争法案、集まろう国会へ」に合流します。

憲法審査会(6月4日)の傍聴から(傍聴記)

戦争法案 全参考人が「違憲」表明 衆議院憲法審査会で

マスコミも大々的に報道

6月4日に憲法審査会で、「立憲主義」をテーマに招致された参考人の憲法学者3氏がそろって、集団的自衛権行使を可能とする戦争法案について「憲法に違反する」との見解を表明しました。自民、公明の与党も含めて合意した参考人全員が違憲の判断を示したことで、戦争法案の違憲性がより鮮明になりました。当日の昼のニュースをはじめ、夕刊紙や翌日の朝刊などでも一面トップで報道されるなど、憲法の上に法案をおく自公政権に対する批判が高まっています。

「集団的自衛権の行使が許されるというその点は憲法違反である」長谷部氏

6月4日の憲法審査会は「立憲主義」をテーマに参考人質疑が行われました。参考人として出席したのは、自民、公明。次世代の各党が推薦した長谷部恭男早稲田大学教授、民主推薦の小林節慶応大学名誉教授、維新推薦の笹田栄司早稲田大学教授の三人。

民主党の中川正春議員の「今の安保法制、憲法違反だと思われませんか。」との質問に、3氏はそれぞれ次のように答えました。

長谷部参考人「集団的自衛権の行使が許されるというその点について、私は憲法違反であるというふうに考えております。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつきませんし、法的な安定性を大きく揺るがすものであるというふうに考えております。」

小林参考人「私も違憲と考えます。憲法九条に違反します。憲法9条2項で、軍隊と交戦権が与えられておりませんから、海の外で軍事活動する道具と法的資格が与えられておりません。」

笹田参考人「日本の内閣法制局は、自民党政権とともに安保法制をずっとつくってきっていたわけです。そのやり方は、非常に、ガラス細工と言えなくもないですけども、本当にぎりぎりのところで保ってきているんだなということを考えておりました。ところが、今回の定義では、踏み越えてしまったということで、やはり違憲の考え方に立っているところでございます。」

「武力行使との一体化そのもの」と小林氏

また日本共産党の大平善信議員が戦争法案によって自衛隊の「後方支援」活動が武力行使と一体化する危険を指摘し見解を求めたところ、長谷部参考人は、「非戦闘地域、戦闘地域の区別をなくすと、結果として、武力行使の一体化が生ずる恐れが高くなると恐れている」と答え、小林参考人は、「一体化そのものだと思うんです。兵たんなしに戦闘というのはできませんから、要するに、アメリカのコンバット部隊が最前線でドンパチやっていて、あとの機能は全部日本が引き受けることができる法案になっています。」と強調しました。

また大平議員が、「安保法制は、憲法九条にもそうなんですけれども、日米安保条約の取り決め

からも逸脱をしているのではないかと」と質問したところ、長谷部参考人は、「幾ら日米安保条約に基づいているからといっても、憲法に反することができるはずはないということになるだろうと思います。」と答え、小林参考人は「日米安保条約というのは、これまでの私の理解では、アメリカと日本が一緒になって世界の警察をやるという話ではなかったと思うんですね。もっと事項とか地域に制限があったはずなんです。それをどうオペレーションするかのガイドラインでありまして、本体が変わっていないのにガイドラインで世界警察に広げてしまうというのは、これは全くの筋違いだと思います。」と答えました。

「解釈を変えたために意味はかえって不明確化した」と一公明党北川議員の質問に長谷部氏

この日憲法会議からの傍聴3人をはじめ、傍聴席は満席、テレビが2台入り、マスコミ各社の記者で埋まっていました。3人の参考人の「違憲」発言があると、記者の動きも激しくなるとともに、与党席でもいろいろ反応が見て取れました。

中でも公明党の北側一雄議員は、「先ほどから安保法制に関する御議論が続いております、きょうは私は別の質問をしようと思っておったんですけども、あそこまで議論されましたので、少しちょっと私からもお聞きをさせていただきたい」と急きょ質問の内容を変更。閣議決定と法案に関して参考人に意見を求めました。長谷部、小林両参考人は次のように答弁。

長谷部参考人「文言をみただけではわからないから、それを意味を明確にするために解釈をしているはずなんです。解釈を変えたために意味はかえって不明確化したのではないかとこのように私は考えておりますし、また、先ほどの繰り返しになりますけれども、従来の政府の見解、御指摘の憲法十三条に言及された、その基本的な論理の枠内におさまっているかといえば、私は、おさまっていないと思います。他国への攻撃に対して武力を行使するというのは、これは自衛というよりはむしろ他衛でございます、そこまでのことを憲法が認めているのか、そういう議論を支えることは、私は、なかなか難しいのではないかとこのように考えているということでございます。」

小林参考人「ホルムズ海峡で機雷が敷設されたとき、我が国の艦船の無害航行権が害された。自由に使えるはずのものを害されたからそれを排除しに行く。自衛隊というよりも、これは海上保安庁の仕事になりますけれども、海の警察。それから、日本人の母子が、朝鮮動乱で、たまたま乗せてくれた米軍の船で逃げてきて、そこへどこかの国が攻撃をかけてきた場合、日本国は日本人を守るわけですから、乗り物の国籍いかにかわらず、これは我が国の主権的行為としてできる。つまりどちらも個別的自衛権で説明がついちゃうんですね。これは国際法の世界ですから、それをこちらが言い切れれば済むことであると私は思うんです。」